

福岡市城南区選挙管理委員会

令和4年5月20日(金)

午前10時00分から

1 議 題

- (1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第10号)
- (2)在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第11号)
- (3)在外選挙人名簿に登録する者について (議案第12号)
- (4)選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について (議案第13号)
- (5)在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について (議案第14号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について

令和4年6月1日(水) 午前10時00分から

- (2) 出前授業の日程について (予定)

城南高校 令和4年5月31日(火)

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 10 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 249 人 |
| | 内訳 死亡者 | 93 人 |
| | 市外転出者 | 156 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 5 月 20 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 27 条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和4年5月1日

1 死亡者

令和4年4月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和3年12月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	37	56	93
転出者	85	71	156
誤載者	0	0	0
計	122	127	249

議題 (2)
議案第 11 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 稲 益 重 樹

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 抹消する者の数 | 1 人 |
| 内訳 国内転入者 | 1 人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和 4 年 5 月 20 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 30 条の 10（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題 (3)
議案第 12 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 登録する者の数 | 2 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和 4 年 5 月 20 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第 30 条の 6 市町村の選挙管理委員会は、^{<※1>}前条第 1 項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

<※ 1 > 法第 30 条の 5 第 1 項 (要旨)

^{<※2>}前条第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会 (当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会) に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

<※ 2 > 法第 30 条の 4 第 1 項 (要旨)

在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満 18 年以上の日本国民で、領事官の管轄区域内に引き続き 3 箇月以上住所を有するものについて行う。

議題 (4)
議案第 13 号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

^{<※1>}公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び^{<※2>}同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（^{<※3>}総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙のとおり

議決及び告示 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第 28 条の 4

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、^{<※1>}第 28 条の 2 第 1 項及び^{<※2>}前条第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（^{<※3>}総務省令で定めるものを除く）の状況について、申出者の氏名（略）及び利用目的の概要その他^{<※4>}総務省令で定める事項を公表するものとする。

<※1>法第 28 条の 2 第 1 項（要旨）

- ①選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うことを目的とした選挙人名簿抄本の閲覧
- ②公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を目的とした選挙人名簿抄本の閲覧

<※2>法第 28 条の 3 第 1 項（要旨）

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿抄本の閲覧

<※3>規則第 3 条の 4（要旨）

総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

<※4>規則第 3 条の 4 第 2 項

総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 閲覧の年月日
- ② 閲覧に係る選挙人の範囲
- ③ 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

議題 (5)
議案第 14 号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、^{<※5>}公職選挙法 第 30 条の 12 の規定により準用する^{<※1>}同法第 28 条の 2 第 1 項及び^{<※2>}第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（^{<※3>}総務省令 で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

議決及び告示 ^{<※5>}公職選挙法 第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 4 第 7 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第 28 条の 4

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、^{<※1>}第 28 条の 2 第 1 項及び^{<※2>}前条第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（^{<※3>}総務省令 で定めるものを除く）の状況について、申出者の氏名（略）及び利用目的の概要その他^{<※4>}総務省令 で定める事項を公表するものとする。

<※1> ～ <※4>については、議案第 14 号を参照

<※5>法第 30 条の 12

法第 28 条の 2 から第 28 条の 4 までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。